

第5章 計画の推進体制と進行管理・評価

1 推進体制

本計画は、市が一方的に行うことにより達成できるものではなく、市民、関係団体、福祉サービス事業者などの参画が不可欠であり、相互の理解と協力の下で推進していきます。

それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自らの地域について考え、地域活動への参加や近所や身近な人を気にかけるなど、普段からの交流を持つことが重要です。

また、自分自身の生活や健康の維持・向上のために努力することが求められます。

(2) 地域振興会の役割

本市は、旧小学校区を基本単位とした27地区で構成されており、その中には316の単位自治会・町内会が存在しています。

27地区それぞれが、地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行うために自治会を中核とした地域振興会を設立し、地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な取組を推進します。

(3) 社会福祉協議会の役割

市や関係団体・機関等と連携し、市全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進します。

(4) 地区社会福祉協議会の役割

地域振興会ごとに27の地区社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら、生活課題の解決を図ります。

(5) 福祉サービス事業者の役割

それぞれの専門性を生かしながら、市民へのサービス提供に取り組みます。

また、必要に応じて、社会福祉協議会や行政等とも連携・協働していくことが求められます。

(6) 民生委員・児童委員の役割

地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する福祉サービスの紹介や相談等の様々な活動に取り組んでいます。

支援を必要とする人と行政や専門機関をつなぐパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(7) 関係団体・機関の役割

市民活動に対する市民の関心が高まり、地域の枠にとられない地域福祉活動の担い手として、大きな活躍が期待されています。

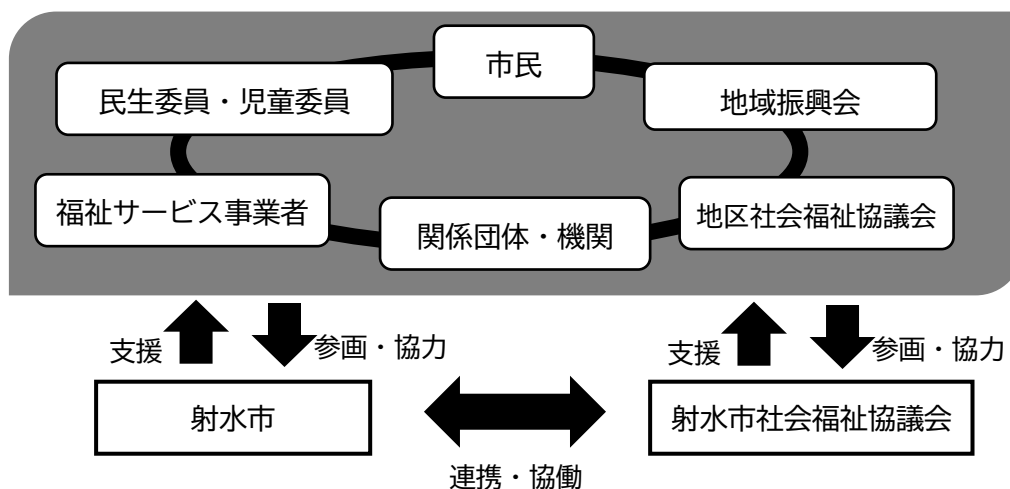
老人クラブ、児童クラブ等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(8) 市の役割

市民の福祉向上を目指し、福祉施策を効果的・総合的に推進することが求められます。

福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、市民等と連携・協働しながら、地域福祉を支えます。

計画が効果的に推進されるために、計画に基づく事業の調査・分析及び評価を行い、適切な進行管理に努めます。



2 計画の公表と周知

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要となります。

計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公表・周知に努めていきます。

3 計画に係る指標

基本目標の達成状況を測るため、成果指標を定めるものとします。

	現況 R1	中間目標 R6	最終目標 R12	備考
①地域共生社会の取り組み地域数	0 組織	2 地域	5 地域	相談機能及び常設型の居場所を有する共生社会構築事業の取組数
②地域福祉活動の担い手養成数	290 人	490 人	690 人	住民サポーター研修会・従事者研修修了者数
③地域活動への参加意識	46.0%	50.0%	55.0%	アンケート調査により参加意識を把握
④地域活動やボランティアへの参加率	36.0%	40.0%	45.0%	アンケート調査により参加率を把握
⑤ボランティア登録者数	1,979 人	2,100 人	2,200 人	
⑥ケアネットチーム数	221 チーム	240 チーム	260 チーム	
⑦市民後見人バンク登録者数	13 人	20 人	30 人	
⑧犯罪をした人の立ち直りへの意識「協力したい」の割合	17.6%	20.0%	25.0%	アンケート調査により割合を把握
⑨避難行動要支援者支援制度登録者数	1,393 人	1,500 人	1,600 人	
⑩福祉避難所施設数	54 施設	60 施設	70 施設	

4 計画の評価と見直し

本計画の着実な推進を確保するため、各施策への取組がどのように展開され、市民の日常生活そのものがどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要です。

このため、計画における各施策の実施について、その取組状況を把握しながら、適切な進行管理を行っていく必要があります。

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。

また、本計画の中間年となる令和7年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年 3月19日	第1回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の策定について ・現計画の体系及び指標・評価について ・地域福祉アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
4月	地域福祉アンケート調査の実施（18歳以上の市民2,000人対象）
5月	「地域のふくし調査」の実施（27地区社会福祉協議会対象）
7月15日	第1回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議 ・基本理念について ・計画に盛り込む施策について
8月 7日	第2回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・アンケート等調査結果について ・計画骨子案について ・基本理念について
10月21日	第2回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議 ・計画素案について
11月11日	第3回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・計画素案について ・計画愛称について
12月18日～	パブリック・コメントの実施（予定）
令和3年 2月	第4回射水市地域福祉計画等策定委員会（予定）

2 射水市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉に関する総合的かつ体系的な指針となる射水市地域福祉計画及び射水市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、射水市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を進行する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課及び射水市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 射水市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

令和2年12月現在

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
学識経験者	富山福祉短期大学	鷹西 恒	委員長
	射水市医師会	木田 和典	
市民団体	射水市地域振興会連合会	高島 秀五郎	
	射水市老人クラブ連合会	若林 啓一	
	射水市商工協議会	砂原 良重	
社会福祉団体	射水市社会福祉協議会	門田 晋	
	射水市民生委員児童委員協議会	中川 由紀子	
	射水市中心身障害者連合会	久々江 除作	
	射水市ボランティア連絡協議会	義本 幸子	
	射水保護司会	新中 孝子	
社会福祉 関係事業者	(福)射水万葉会	高野 健二	
	(福)射水福祉会	岸谷 茂	
	(特非)プラスワン	萩行 慎一	
行政関係者	高岡厚生センター射水支所	竹内 智子	副委員長
	高岡児童相談所	佐原 憲英	
	射水市	小見 光子	
公募	公募委員	高安 和代子	
	公募委員	林原 りか	

射水市第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画

(令和3年度～令和12年度)

射水市福祉保健部地域福祉課

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL:0766-51-6625

FAX:0766-51-6657

社会福祉法人射水市社会福祉協議会

〒939-0351

富山県射水市戸破 4200 番地 11

TEL:0766-55-5201

FAX:0766-55-5208
